

普通恩給失権事由非該当申立書			
1 刑に処せられたこと等に関する申立て (次の該当する番号に○印をつけてください。) 公務員(旧軍人等)は (1) 退職(復員等)後 (2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に 次の事項に該当したことがない。 ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮^こに処せられたこと。 ・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮^こ以上の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。			
2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。) 公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体(三公社)職員として勤務したことが (1) ない。 (2) ある。 ((2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。) 勤 務 期 間 年 月 ～ 年 月 勤務先・官職名 勤 務 期 間 年 月 ～ 年 月 勤務先・官職名 (上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又は遺族(共済)年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。) 証書記号番号・年金コード 証書の発行機関			

年 月 日

申立者氏名